

富士市先導的テレワーク移住者支援補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県外から市内への移住を促進するため、テレワークの実施を機に市内に転入した者に対する補助金の交付について、富士市補助金等交付規則（昭和42年富士市規則第28号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) テレワーク 情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方をいう。
- (2) 個人事業主 法人を設立せずに、開業届出書を税務署に提出し、継続的な事業所得がある者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、申請時において、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 令和2年8月1日以降に本市に転入をした者であって、転入をした日の前日まで1年以上継続して県外に居住していたこと。
- (2) 補助金の交付を受けた日から1年を超えて市内に定住する意思があること。
- (3) 毎4週間につき4日以上割合でテレワークを実施しているものであって、次のいずれかに該当すること。
 - ア 県外に存する企業等に転入前から在職している被雇用者であって、現にテレワークでの勤務を継続して実施していること。
 - イ 県外において転入前から事業活動を行う法人経営者又は個人事業主であって、現にテレワークで当該事業活動を継続して実施していること。
 - ウ 転入前に、県外に存する企業等を退職した者又は県外での事業活動を廃止した法人経営者又は個人事業主であって、転入後に本市で法人を設立し、又は、開業し、現にテレワークで県外を対象とした事業を実施していること。
- (4) 市町村税及び特別区税を滞納していないこと。
- (5) 申請者の属する世帯の世帯員がいずれも過去にこの要領に基づく補助金及び他の同種の補助金の交付を受けていないこと。ただし、富士市結婚新生活支援補助金交付要綱（令和2年富士市告示第51号）の補助金、富士市子育て世帯Uターン支援補助金交付要綱（令和6年富士市

告示第48号)の補助金、富士市在宅テレワーク対応リフォーム支援補助金交付要綱(令和3年富士市告示第41号)の補助金及び富士市多世代同居・近居支援奨励金交付要綱(令和3年富士市告示第40号)の奨励金を除く。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に定める費用とする。

- (1) 本市への転入に伴い、市内に存する住宅に引越しをするために要した費用のうち引越業者又は運送業者に支払った費用
- (2) 本市への転入に伴い、新たに市内に住宅を取得するために要した費用(中古住宅及び分譲マンションについては、その改修費用を含む。)
- (3) 本市への転入に伴い、住宅を賃借するために要した賃料(共益費を含むものとし、2か月分に限る。)、敷金、礼金及び仲介手数料
- (4) 本市への転入後、県外に存する企業等に通勤するために要した費用(2か月分に限る。)

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額(住宅の取得又は賃借並びに通勤に当たり、勤務先からの住宅手当又は通勤手当その他これに類する金員が支給されている場合にあっては、これを控除した額)とし、50万円を上限とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第6条 申請者は、転入をした日から1年を経過した日又は市長が別に定める日のいずれか早い日までに、富士市先導的テレワーク移住者支援補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 本市に転入する直前に居住していた市区町村において消除された住民票の写し
 - (2) 被雇用者にあつては、勤務先の在職証明書(第2号様式)
 - (3) 法人経営者にあつては、履歴事項全部証明書の写し、法人経営者としてテレワークを実施していることを確認できる書類
 - (4) 個人事業主にあつては、次に掲げる書類
- ア 開業・廃業等届出書の写し及び継続して事業所得があることを確認できる書類
- イ 業務委託契約書の写し等のテレワークで事業活動を転入前から継続して実施していることを確認できる書類

- (5) 転入後に本市で開業した者にあつては、次に掲げる書類
 - ア 転入前に県外に存する企業を退職したものにあっては、勤務地及び勤務期間を確認できる書類
 - イ 転入前に県外での事業活動を廃止した法人経営者又は個人事業主にあつては、当該法人の登記事項を確認できる書類又は開業・廃業等届出書の写し、及び、継続して事業所得があったことを確認できる書類
 - ウ 転入後の事業に係る履歴事項全部証明書の写し又は開業・廃業等届出書の写し、及び、県外を対象とした事業活動に係る業務委託契約書の写し等のテレワークを実施していることを確認できる書類
- (6) 市町村税及び特別区税を滞納していないことを証する書類
- (7) 住宅を取得した場合にあつては、住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し及び領収書の写し
- (8) 住宅を賃借した場合にあつては、住宅の賃貸借契約書の写し並びに転入後4か月以内に支払った2か月分の賃料等の支払額が確認できる書類の写し
- (9) 引越しをするために要した費用に係る補助金の交付を申請する場合にあつては、引越しに係る領収書の写し
- (10) 県外に存する企業等に通勤するために要した費用に係る補助金の交付を申請する場合にあつては、転入後2か月分の交通費に係る領収書の写し及び通勤していたことを確認できる書類
- (11) 勤務先から住宅手当又は通勤手当その他これに類する金員が支給されている場合にあつては、これらの支給状況が確認できる書類
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査に際し必要があると認めるときは、申請者の同意を得て申請の内容について確認することができる。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、富士市先導的テレワーク移住者支援補助金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、交付の決定に当たっては、条件を付することができる。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年8月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年11月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月3日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

2 改正後の富士市先導的テレワーク移住者支援補助金交付要領の規定は、令和6年4月1日以降に本市に転入した者について適用し、同日前に本市に転入した者については、なお従前の例による。